

ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する「ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務

2 委託業務の趣旨及び目的

道は、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げ、2030年度には2013年度比48%削減という国よりも高い削減目標を設定している。特に本道は、積雪寒冷な気候から冬季の暖房使用などによる家庭部門のCO2排出量の割合が全国に比べて高い状況にあり、道民の行動変容を促していくことが重要。

昨年11月の道民意識調査では、ゼロカーボンの認知度は6割程度であったのに対し、道の2030年度の削減目標については、全体で半数以上、特に10代から20代では、約3分の2から「知らない」と回答があり、北海道の未来を担う若い世代を中心に理解の促進を図る必要がある。

本事業は、イベントの実施等によって「ゼロカーボン北海道」の意義や次世代自動車などの普及啓発を行うことにより、若者をはじめ、全道各地で行動変容につながるきっかけづくりを行うことを目的とする。

3 委託業務の内容

次の内容とする。なお、業務にあたっては道と打合せを行いながら進め、打合せの議事録を受託者において作成し、打合せ後7日以内に道に提出すること。

(1) 地域PRイベントの企画・実施

道民への「ゼロカーボン北海道」の理解促進と取組推進のため、道内6箇所以上（ただし石狩振興局管内以外で4箇所以上）で効果的な普及啓発イベントを実施する。

ア 開催場所及び日程

より効果的な普及啓発のため、事業の実施にあたっては、以下の2箇所を含めることとし、一定の集客が見込める各イベント会場でブース出展すること。

(ア) 北海道日本ハムファイターズ対東北楽天ゴールデンイーグルスの試合における地域PRブース出店

月日：9月20日（金）

主催：北海道日本ハムファイターズ

場所：エスコンフィールドHOKKAIDO

(イ) 北海道コンサドーレ札幌サステイナブルプロジェクトPASS MATCH（仮称）

月日：9月14日（土）

主催：株式会社コンサドーレ

場所：札幌ドーム

参考：今後開催予定の一定数の集客が見込めるイベント

(ウ) きたみ秋まつり（仮称）

月日：10月頃

主催：北見市観光協会

場所：未定

(エ) とかち・市民環境交流会

月日：11月頃

主催：帯広市

場所：とかちプラザ

(オ) 北の恵み食べマルシェ 2024

月日：9月14日（土）～16日（月）

主催：北の恵み 食べマルシェ実行委員会

場所：旭川市中心市街地（旭川駅前広場、平和通買物公園、七条緑道）

(カ) はこだてエコライフ展

月日：11月頃

主催：函館市、函館市地球温暖化対策地域推進協議会、北海道環境財団

場所：未定（R5：シエスタハコダテ 4F 「Gスクエア」）

(キ) くしろウインターパーク

月日：1月18日（土）～2月9日（日）の金・土・日曜日

主催：くしろウインターパーク実行委員会

場所：釧路川耐震岸壁リバーサイド地区（釧路市幸町4）

(ク) 大ほっかいどう祭

月日：7月27日（土）～28日（日）

主催：札幌テレビ放送株式会社・株式会社札幌ドーム

場所：札幌ドーム

(ケ) （仮称）環境広場さっぽろ 2024

月日：8月24日（土）～8月25日（日）

主催：札幌市

場所：札幌ドーム

イ 主な内容

(ア) 体験・PRコーナーの運営

ブース内で道民の行動変容のきっかけになるコーナーを設置し、運営する。

- ・体験ブースはゼロカーボンに関する行動変容に繋がる内容のものを3種類程度用意し、運営すること。
例：EV展示と給電、高断熱サッシの断熱性能を体験、フィルム型太陽光パネルの展示、ゼロカーボンロゴやキャラクターを使用した缶バッジ作りなど
- ・「北海道ゼロチャレ！家計簿」アプリの普及啓発（利用メリットの説明、啓発パネルの展示など）
- ・ゼロカーボン北海道に関連するパネル展示
- ・その他ゼロカーボン北海道の普及啓発

(イ) 要件

- ・開催日程が重なった場合、2班体制で実施するなどの工夫をすること。
- ・イベント会場との連携など、多くの集客が期待できるイベントを提示すること。
- ・会場によってはスペースの都合で同規模での実施が困難な場合もあるので、柔軟に対応すること。

- ・来場者にアンケート調査を実施し、アンケート調査結果の集計分析を行うこと。
- ・PRブースでは、展示物の説明など、接客対応ができる人員を配置すること。
- ・各イベントの開催が中止になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合、委託者と協議の上、代替的な対応を取ること。
- ・出展費用等については、受託者で負担すること。

(ウ)周知方法

SNS等での呼びかけなど効果的なプロモーションを提案し、実施すること。

(2) 次世代自動車展示会業務（実展示）

ア 開催時期（予定）

契約締結日～令和7年（2025年）2月のうちの1日（前日は開催準備）

※原則、集客が見込まれる時期（夏～秋）の土日祝日とすること。

イ 内容（案）

- ・次世代自動車及び充電・充填施設の普及啓発を図るため、自動車メーカー及び自動車販売店、次世代自動車所有者等と連携し、道民、企業向けの展示会を行うこと。
- ・展示会場については、原則札幌市内とし、多くの道民、企業が来場可能な場所にて開催すること。当日は来場者数を計測すること。
- ・展示車両は5台程度とし、原則、複数メーカーが製造・販売する車両を使うこと。
- ・次世代自動車の活用方法や性能紹介するとともに、来場者が試乗・試運転出来るよう可能な限り配慮すること。
- ・急速充電施設や充電方法を紹介することで、より多くの道民、企業が次世代自動車の利活用、今後の購入意欲につながる内容とすること。
- ・屋外で開催する場合、雨天時を想定したイベント内容とすること。
- ・次世代自動車の展示にあたっては、次世代自動車の性能や充電施設を紹介するパネルを製作、掲示すること（3枚程度）。

※自動車の所有者から貸与されたパネルデータの印刷、掲示も可。

- ・来場者にアンケート調査を実施し、アンケート調査結果の集計分析を行うこと。

(3) 成果品の提出

ア 報告書 電子媒体（CD-R等）1部及び紙媒体（A4版）1部

イ 提出期限 令和7年2月28日（金）

ウ 報告書は再編集可能な形態で提出すること。

エ 「地域PRイベントの企画・実施」については、アンケート調査表を提出すること。

オ 成果品に附帯する著作権等一切の権利は道に引き渡すこと。

4 業務処理に当たっての留意事項

- ア 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。
- イ ゼロカーボン及び教育に関する有識者及び団体（ゼロカーボン北海道推進協議会など）との協力体制、連携体制を構築すること。
- ウ 企画に基づく事業の実施を行うこと。なお、業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議し決定する。

5 業務処理状況報告書

受託者は、3の（1）及び（2）に掲げる業務を実施した場合は、その実施した月の翌月15日までに委託者に書面で報告するものとする。

6 業務処理計画書及び業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書

受託者は、契約締結後速やかに、3の（1）及び（2）に掲げる業務内容ごとの業務処理計画書（別記1号様式）及び業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（別記2号様式）を提出するものとする。

7 実績報告書及び収支精算書

受託者は、委託業務を完了したときは実績報告書（別記3号様式）、収支精算書（別記4号様式）を提出するものとする。

8 提出書類

7の収支精算書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

なお、委託期間中の現地調査、業務の処理状況に関する報告等において、随時提出を求めることがあるので常に整備しておくこと。

（1）人件費

業務日誌(写)、出勤簿(写)、給与台帳(写)、給与支払明細書(写)、雇用契約書(写)、標準報酬決定通知書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

（2）旅費

出張命令書(写)、出張復命書(写)（出張内容がわかる資料）、交通費等の領収書(写)等及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

（3）その他の経費

請求書(写)、契約書(写)、発注書(写)、納品書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

（4）インターネットバンキングを利用して経費の支払を行ったときは、画面の写しを提出すること。

9 再委託について

（1）再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

（ア）再委託の相手方の商号又は名称及び住所

（イ）再委託する業務の範囲

（ウ）再委託する理由及びその必要性

（エ）再委託の契約金額

（オ）再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

（カ）再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

（2）再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

（3）再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

（4）再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

10 その他

（1）受託者は、委託期間中及び業務完了後における現地調査に協力すること。

（2）受託者は、委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるよう整理すること。

（3）委託業務に要したことが確認できない経費は、当該経費を除き委託料の額を確定する。

（4）この要領に定めのない事項については、委託者の指示によるものとする。